

第7号の2様式別表5（その2）記載の手引

1 この明細書の用途等

(1) この明細書は、東京都内に事務所等を有する法人が地方税法施行令（以下「政令」といいます。）第9条の7第20項及び第48条の13第21項の規定を受ける場合に記載し、第7号の2様式(その2)の明細書に添付してください。

なお、この明細書は、第7号の2様式別表5（その1）に代えて使用して差し支えありません。

(2) この明細書の①及び④から⑦までの各欄は、次のとおり記載します。

(イ) 「道府県民税」の各欄の上段は政令第9条の7第19項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下「令和2年旧政令」といいます。）第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による読替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。

(ロ) 「市町村民税」の各欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和2年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。

2 法人名

法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。

3 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」	次に掲げる場合に依じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その2)の⑬の欄の金額 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。)とする適格分割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。)の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その2)の⑬の欄の金額	
2「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法人税法第69条若しくは租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「令和2年所得税法等改正法」といいます。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限りです。）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第69条若しくは令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書（別表6(2)）の16の欄の金額 (2) 令和2年旧法人税法第81条の15又は令和2年旧措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書（別表6の2(2)附表）の11の欄の金額 (3) 外国法人 法人税の明細書（別表6の2）の10の欄の金額	①の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。
3「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は①×③／②」を抹消します。 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「①又は」を抹消します。	